(4)指定野菜価格安定対策事業の概要

(野菜生産 出荷安定法第10条)に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確 消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。 「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」 保と、、

- 都道 出荷団体(農業者団体等)又は大規模生産者が、国、都 府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- その差額(平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、 安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応 生産者に 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、 じて、その差額(平均販売価額が最低基準額を下回、保証基準額と最低基準額との差額)の70~90%を、対し生産者補給金として交付。 2
- 保証基準額

(過去6カ年の市場価格の平均を基に算出) **叶**均価格

最低基準額

平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70% の特例を設定。

対象野菜 (N)

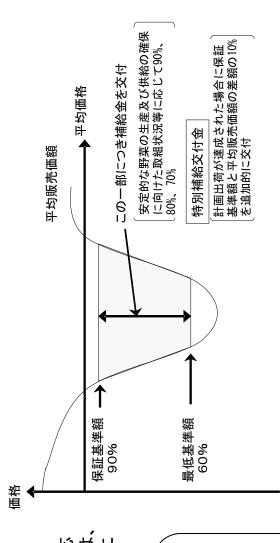
本制度の対象となる野菜は、

- 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、 \bigcirc
 - 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%:都道府県20%:出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により 農畜産業振興機構に資金を造成。



(14品目) 指定野菜 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、 なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、 たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう